

最良執行方針 -Best Execution Policy-

Vantage Prime Trading Ltd. (以下「Vantage」といいます)

本最良執行方針は、Vantageが取引所等において顧客注文を執行するために、顧客の注文を受領および伝達する際に、お客様にとって最良の結果（以下「最良執行」といいます）を達成するために講じる手続きについて要約したものです。

本書の原文は英語で作成されています。日本語訳は参考目的で作成されたものであり、翻訳の正確性を保障するものではありません。英語版と日本語版に相違がある場合は、英語版が優先されます。

目次

1.	はじめに	3
2.	概要	3
3.	顧客	3
4.	取引執行場所	4
5.	執行要素	5
6.	スリッページ	8
7.	手数料および費用	9
8.	注文フローに対する対価	9
9.	差金決済取引（CFD）	9
10.	利益相反	10
11.	監視および見直し	10
12.	受託者関係の不存在	10
13.	最良執行義務の適用除外	10

1. はじめに

- 1.1. 本最良執行方針（以下「本方針」といいます）は、Vantage Prime Trading Ltd.（以下「Vantage」、「当社」、「私たち」といいます）が、取引執行場所において顧客注文を執行するにあたり、顧客（以下「お客様」といいます）の注文を受領および伝達する際に、お客様にとって最良の結果（以下「最良執行」といいます）を達成するために講じる手続きの概要を示すものです。本方針は、代理ブローカーとしてのVantageに適用されるものであり、Vantageの顧客契約と併せてお読みください。
- 1.2. Vantage Prime Trading Ltd.は、セントルシアにおいて登録番号2023-00318で設立された国際事業会社です。
- 1.3. 本方針は、当社の顧客契約（当社ウェブサイトにも掲載されています）の一部を構成します。したがって、Vantageと契約を締結することにより、お客様は本方針の条件にも同意したものとみなされます。

2. 概要

- 2.1. お客様の注文は、VantageのMT4／MT5取引プラットフォーム上で生成されます。発注された注文は、自動執行処理（STP）を通じて、当社の複数の流動性提供者へ即時に送信されます。
- 2.2. 当社は、金融商品（別紙1に記載）に関する委託取次業務を提供するにあたり、お客様にとって最良の取引結果を達成するために合理的な措置を講じます。これは、注文の性質、注文数量、執行および決済の速度および可能性、市場において当社が利用可能な価格、対象市場の特性、ならびに相互に重複または相反する場合のある執行要素（第9項に記載）を考慮した上で、「最良執行」の提供を目指すことを意味します。
- 2.3. Vantageは、可能な限り、全ての市場、顧客および取扱金融商品において、一貫した基準を適用し、同一のプロセスを運用することを目的としています。
- 2.4. Vantageはまた、可能な場合には、お客様および他の市場参加者に対し、非差別的な条件で取引可能な価格へのアクセスを提供することを意図しています。ただし、市場および金融商品の多様性、ならびにお客様が発注する注文の種類により、個々の取引において考慮すべき要素は異なる場合があります。

3. 顧客

- 3.1. Vantageは、一般顧客、専門家顧客および適格取引相手を対象として取引を行います。
- 3.2. Vantageは、注文および取引意思表示を常に公平かつ一貫した方法で取り扱うことを意図しています。特定の金融商品に関して一度顧客区分が決定された場合、当該顧客は、通常行う取引の一部についてのみ再分類を選択することはできません。
- 3.3. 例外的な状況については、その都度Vantageの同意を得た上で検討される場合があります（再分類の要請があった場合でも、Vantageはサービス提供を拒否することがあります）。

4. 取引執行場所

- 4.1. Vantageは、流動性提供者から価格配信を受けています。複数の流動性提供者を確保することは、特に極端な価格変動時などの異常な市場環境においても、お客様に対して競争力のある価格を提供し続けるために重要です。Vantageは、全ての注文を執行のために送信する先として、複数の流動性提供者／取引執行場所を選定しています。これらの提供者は、当社の技術提供者としての役割も担っています。
- 4.2. Vantageは、以下に記載する執行要素を考慮した上で、お客様の注文を最良の結果で執行する可能性が最も高いと合理的に判断される取引執行場所を特定し、主としてこれらの場所に注文を送信します。当社の流動性提供者の一つはVantageと共通の株主を有しており、これは利益相反として認識されていますが、当該利益相反は本方針に基づき適切に管理されています。
- 4.3. 取引を送信する取引執行場所を選定するにあたって、Vantageは、選定された取引執行場所がお客様にとって最良の取引結果を達成することを確保するため、合理的な措置を講じます。取引執行場所の選定においては、当該取引執行場所の顧客区分に加え、以下の要素を考慮しています。
 - 当該取引執行場所が行う取引の性質および、確立された事業者であるかどうか認知された規制当局の認可を受けているかどうか
 - 潜在的リスクを管理、特定および軽減するための体制および措置が整備されているかどうか
 - 市場における評判
 - 財務状況および信用格付
 - コンプライアンスおよびリスク管理に関する方針および手続きの質
 - 関連する市場（店頭取引（OTC）、規制市場またはMTF）における実績
 - 規制遵守状況および関連する規制上の違反歴の有無
 - デューデリジェンス質問票の提出および必要な資料ならびに確認書類の提供が完了していること
- 4.4. 取引執行場所の選定基準は、以下の要素にも左右されます。
 - Vantageが業務を行う市場において、当社は流動性提供者から提供された価格のみをお客様に提示することが可能であること
 - 当社は、プラットフォームを通じて（および以下に記載する事項を前提として）、ビッド価格およびアスク価格を提供できること
 - 価格の提供タイミングおよび価格配信の遅延の有無（多くの市場では、異なる時間帯や価格帯における取引需要の調整により取引の停滞や急増が発生するため、直近の価格が常に利用可能であるとは限らず、また現在の価格の信頼できる指標とならない場合があること）
 - 提示された価格が実際に約定されることを確保するために流動性提供者が講じている措置、およびそれが履行されない場合の条件（該当する場合）
 - 提示されたBid（買値）およびAsk（売値）価格で実際に約定された取引の割合およびその測定方法
 - 当社が各金融商品について十分な流動性を提供できているかをどのように評価しているか
 - 当社は、お客様の注文が執行可能であると合理的に判断できない限り、当該市場における取引をお客様に許可しないこと
 - 手数料は、契約内容および取引量等に応じて顧客ごとに異なる場合があること

5. 執行要素

流動性提供者は、お客様にとって最良の結果を提供するために考慮すべき要素を、自らの裁量により決定します。Vantageが業務を行う市場における主な執行要素は以下のとおりであり、これらに限定されるものではありません。

- 5.1. 価格および執行コストは、当社のプラットフォームの運用およびお客様の注文執行において、特に重要な要素として扱われます。
 - 5.1.1. 自動化されたシステムは、当該取引において最も有利な結果を追求します。特定のCFDに関する当社の価格は、関連する原資産の価格を参照して算出されます。当該価格は、当社が第三者の流動性提供者から取得するものであり、常に正確かつ競争力のある価格となるよう努めています。この価格に対して、Vantageのスプレッドおよび手数料が加算される場合があるため、原資産に関する取引所またはマーケットメーカーの提示価格とは異なることがあります。Vantageは原資産について可能な限り最良の価格を提供するよう努めます。
 - 5.1.2. 当社は、市場の取引時間外において価格提示を行いません。当社のプラットフォーム上で電子的に生成される価格は、市場データを集約して提供する流動性提供者によるものであるため、お客様が当社の取引プラットフォーム上で確認する価格は、市場で利用可能な他のプラットフォーム上の価格と一致しない場合があります。Vantageは、執行可能な価格および取引プラットフォーム上に表示される価格を、その裁量により決定します。お客様は、Vantage以外の金融商品提供者が提示するビッド価格またはアスク価格については考慮しないことに同意するものとします。
 - 5.1.3. 当社のプラットフォームは継続的に価格を生成しますが、これが不可能となる場合があります。インターネット接続や通信遅延、価格配信のエラー等により、取引プラットフォーム上に表示される価格が市場価格を正確に反映しない状況が生じることがあります。例えば、通信環境の不良、システムエラー、システム障害、機能不全、ソフトウェアの劣化、ハードウェアの損傷、極端な市場変動および流動性の低下、その他の要因により、取引プラットフォームに関する技術的な問題が発生する場合があります。また、当社が価格算出の基礎とするCFDの原資産となる金融商品または商品自体の価格にも、さまざまな要因が影響を与える可能性があります。これらの問題により、経済的損失またはデータの損失が発生する可能性があります。
 - 5.1.4. 上記の技術的な問題により、注文が発注された時点と実際に執行される時点との間で価格が変動する場合があります。一般に、このような価格変動が発生した場合、注文は取引プラットフォームおよび口座種別の仕様に応じて執行されます。
 - 5.1.5. さらに、取引プラットフォームにおける技術的な問題により誤った価格で取引が執行された場合、Vantageはその単独の裁量により、当該取引（確認済みまたは決済済みの取引を含みます）を取り消す、または公正な市場価格へ修正する権利を留保します。
 - 5.1.6. 異常な市場状況においては、取引が執行される価格が当初の注文価格と大きく乖離する場合がありますことにご留意ください。このような事象は、例えば以下のような場合に発生する可能性があります。
 - a) 市場の開始時

- b) 選挙等の重要なニュースまたは政治的事象が発生した場合
- c) 価格が大きく上下し、提示価格から大幅に乖離するような高いボラティリティの市場環境において
- d) 価格が急激に変動し、関連する取引所の規則に基づき、当該取引セッションにおいて取引の停止または制限が必要となる場合
- e) 提示された価格において、特定の取引数量を執行するのに十分な流動性が存在しない場合

5.1.7. 「明白な誤り」とは、注文時点の市場状況を踏まえ当社が判断するところにより、当社、いずれかの市場、流動性提供者、または当社が取引に関連して依拠した公的価格情報源による、明らかまたは重大な誤った価格提示をいいます。明白な誤りに該当するか否かを判断するにあたり、当社は、関連する全ての市場状況に関する情報、ならびに情報源または公表内容における誤りまたは不明確さを含め、当社が保有するあらゆる情報を考慮する場合があります。

5.1.8. 当社は、ある状況が明白な誤りに該当するか否かを判断するにあたり、お客様に対して公正に対応します。ただし、お客様が当社への注文に依拠して対応する金融上の義務、契約または取引を締結したか否か、または締結を控えたか否か（あるいは損失を被った、もしくは被る可能性があるか否か）については、当該判断において考慮されません。

5.1.9. 明白な誤りに関して、当社は（ただし義務を負うものではありません）、以下のいずれかの措置を講じることがあります。

- a) 当該明白な誤りが存在しなかった場合における正当または公正な条件であったと当社が単独かつ絶対的な裁量により判断する内容に基づき、影響を受けた各取引の条件を修正すること
- b) 影響を受けた取引の全部または一部を無効と宣言すること。この場合、当該取引は当初から成立しなかったものとみなされます。

5.1.10. 明白な誤り（当社によるものを含みます）または当社が影響を受けた取引を維持、修正または無効とする決定に関連して、お客様またはその他の者に生じた、または生じ得るいかなる損失（付随的損害、間接損害または結果的損害を含みます）についても、Vantageは一切の責任を負いません。ただし、当該明白な誤りが、管轄権を有する裁判所による最終かつ上訴不能な判決により、当社の故意または詐欺に起因するものと認定された場合を除きます。

5.1.11. 注文時において、お客様が指定した価格が利用可能でない場合には、価格スリッページが発生する可能性があります。この場合、注文はお客様が指定した価格に近い水準、または数ピップス乖離した価格で執行されることがあります。詳細については、下記第6項をご参照ください。

5.1.12. Vantageは、注文の種類にかかわらず、常にお客様に対して最良の価格を提供することを目指しており、その実現のためにあらゆる努力および必要な措置を講じます。

5.2. 執行の可能性および速度：執行の可能性および速度は、当社のプラットフォームの運用およびお客様の注文執行において、特に重要な要素として扱われます。

- 5.2.1. 当社の自動取引プラットフォームの利用により、注文は自動的かつ迅速に執行されます。ただし、価格スリッページが発生する可能性があります（詳細については第6項をご参照ください）。
- 5.2.2. 当社は、価格および利用可能な取引数量について第三者の流動性提供者に依拠しているため、お客様の注文の執行は、当該流動性提供者の価格および流動性の状況に依存します。
- 5.2.3. お客様が注文を発注すると、当該注文は当社による手動介入を伴うことなく、自動的かつ即時に流動性提供者へ送信され、執行されます。ただし、停電、ネットワーク接続障害、電力供給の不具合等、当社の管理を超える稀かつ例外的な状況においては、当社による手動介入が必要となる場合があります。当社はこれを極めて稀な事象と考えていますが、詳細については顧客契約において説明されています。
- 5.2.4. Vantageは、電話録音システムが稼働していない場合、本人確認が十分に行えない場合、取引が複雑である場合、または通信品質が不十分である場合には、口頭による指示を受け付けられない権利を留保します。
- 5.2.5. 当社は、取引に関する指示について、当社が適切と判断する他の方法による指示を求める権利を留保します。
- 5.2.6. Vantageは、お客様に送信された通信の遅延または未達に起因して生じたいかなる損失についても責任を負いません。
- 5.3. 注文の規模、性質および特性：注文の規模、性質および特性は、当社のプラットフォームの運用およびお客様の注文執行において、特に重要な要素として扱われます。
 - 5.3.1. 一般的な取引は、1ロット以下の通貨取引で構成されることが多く、そのため高い流動性を有します。一部の取引執行場所では全ての金融商品を取り扱っていない場合があるため、注文の性質に応じて取引執行場所が決定されることがあります。
 - 5.3.2. Vantageは、特定の金融商品について、取引回数の上限または口座ごとの純ポジション総額の制限を設定する権利を留保します。このような場合、当社は可能な限り事前にお客様へ通知するよう努めます。
 - 5.3.3. お客様は、取引プラットフォームを通じて取引される金融商品の取引数量がロット単位で測定されることにご留意ください。なお、最小取引数量については当社ウェブサイトに掲載されています。
- 5.4. 顧客の特性
 - 5.4.1. 当社の顧客基盤は主に一般顧客で構成されていますが、専門家顧客および適格取引相手とも取引を行います。
 - 5.4.2. Vantageは、一般顧客が最も高い保護を受けるべき対象であることを認識しており、これらのお客様に対して負う義務について、より一層重視して対応します。

5.5. スプレッド：注文の規模、性質および特性は、当社のプラットフォームの運用およびお客様の注文執行において、特に重要な要素として扱われます。

5.5.1. Vantageは、市場において競争力の高い平均スプレッドを維持するため、原スプレッド（該当する場合）に対してバランスの取れた一貫したマークアップを適用しています。流動性の高い取引時間帯（例えば、欧州／米国の取引時間）においては、当社のスプレッドは、当社ウェブサイトに掲載されている1日平均スプレッドと比較して、より低く（いわゆる「タイトな」状態で）提供されます。Vantageは、ビッド／アスク価格の連続的な提示（ミリ秒単位）を行っており、高い流動性の時間帯と相まって、お客様の取引が最良の利用可能価格で執行されるよう努めています。

5.5.2. 当社のスプレッドの詳細は、当社ウェブサイトおよび特にMetaTrader 4プラットフォーム上で確認することができます。Vantageは全ての取引時間帯において競争力のあるスプレッドの提供に努めていますが、スプレッドは市場環境の影響を受け変動する可能性がある点にご留意ください。

5.5.3. 当社ウェブサイトに掲載されているスプレッドに関する情報は、あくまで参考情報であることにご留意ください。お客様は、重要なニュース発表を確認するとともに、市場のボラティリティおよび流動性に影響を及ぼし、スプレッドの拡大等を引き起こす可能性のある事象について、Vantageから送信される通知にご注意ください。

5.6. オーバーナイト／スワップ（資金調達）手数料

オーバーナイト手数料またはスワップ手数料の場合、一部の金融商品においては、保有中のポジションの価値が、取引期間中に日次の資金調達手数料（「スワップ」）により増減します。これらの資金調達手数料は、市場の金利水準に基づいて算出されます。適用される日次の資金調達手数料／オーバーナイト手数料の詳細については、当社ウェブサイトに掲載されています。

5.7. 通貨換算

通貨換算は、取引口座の基軸通貨および関連するCFDの通貨に基づき、クロス直物レートをを用いて当社がお客様に提供します。

例：お客様Xがユーロ（EUR）建ての口座を保有しているとします。お客様XがGBP/JPY（基軸通貨：GBP、決済通貨：JPY）を取引した場合、当社の取引プラットフォーム上では、当該取引の損益は常にEUR建てで表示され、当社プラットフォーム上のEUR/JPYのリアルタイムレートが適用されます。

5.8. 決済の可能性

当社の取引プラットフォームで提供される全ての金融商品は、原資産の現物受渡しを伴いません。そのため、実物の受渡しとしての決済は行われません。

6. スリッページ

6.1. 自動化されたシステムは、取引において最も有利な結果を追求しており、お客様にとって最も重要な執行要素となる場合があります。特定の状況では、注文が執行に

付される時点で、お客様が指定した価格が利用可能でない場合があります。その場合、注文は指定価格に近い水準、または数ピップス乖離した価格で執行されます。執行価格がお客様の指定価格より有利である場合、これを「ポジティブ・スリッページ」といいます。

- 6.2. 一方で、執行価格がお客様の指定価格より不利である場合は「ネガティブ・スリッページ」といいます。「スリッページ」は通常の市場慣行であり、特定の状況下において外国為替市場および株式市場で一般的に発生する現象です。
- 6.3. 例えば、ニュース発表、経済イベント、市場開始時、価格配信の遅延、またはインターネット接続速度等に起因する流動性の低下や価格変動の激化などが挙げられます（これらは例示であり、これに限定されるものではありません）。
- 6.4. ポジティブ・スリッページおよびネガティブ・スリッページのいずれが発生した場合であっても、その影響はお客様に反映されることにご留意ください。

7. 手数料および費用

- 7.1. Vantageは、利用される取引執行場所に応じて異なる手数料または費用を課すことはありません。ただし、取引執行場所ごとに異なる手数料または費用が発生する場合があります。これらはお客様に転嫁されることがあります。お客様が負担する全ての手数料、費用およびコミッションの総額は、当社が提示する価格に組み込まれています。
- 7.2. 一部の市場においては、取引の新規建ておよび決済に際してコミッションが発生する場合がありますが、これらの費用については、必要に応じてお客様に開示されます。

8. 注文フローに対する対価

- 8.1. Vantageは、「注文フローに対する対価」を受領していません。すなわち、マーケットメーカーとの取引の取り次ぎに関して、手数料または報酬を受領することはありません。これにより執行体制において手数料に起因する利益相反が生じないようにしています。

9. 差金決済取引（CFD）

- 9.1. Vantageは、未決済ポジションを決済する際には、お客様は当該ポジションを提供したVantageとの間で当該契約を解消する必要があるため、他の市場または他の取引先においてより有利な価格が存在する場合であっても、同様であることを認識しています。CFD商品の価格は、関連する原資産の価格に基づいて算出されます。これにVantageのスプレッドおよび手数料が加算されるため、当該価格は原資産に関する取引所またはマーケットメーカーの提示価格と異なる場合がありますが、Vantageは原資産に関して可能な限り最良の条件を提供するよう努めます。

10. 利益相反

- 10.1. Vantageは、当社とお客様の利益との間に利益相反が生じ得ることを認識しています。注文が送信されるプラットフォーム上では、複数の執行要素に基づき特定の市場注文に適していると当社が判断した流動性提供者のうちの一つから提供される最良の利用可能価格が表示されます。
- 10.2. このような状況は利益相反を生じさせる可能性があります。Vantageは潜在的および実際の利益相反を管理、軽減および回避するための措置を講じます。また、内部管理体制により、同等の条件にある顧客注文については、注文の特性または市場状況により実務上困難である場合、またはお客様の最善の利益に反する場合を除き、順次かつ迅速に執行されることを確保しています。

11. 監視および見直し

- 11.1. Vantageは、注文執行体制および最良執行方針の有効性を監視し、必要に応じて手続きの改訂を特定し、適切に反映します。
- 11.2. Vantageは、取引執行場所が継続的にお客様にとって最良の結果を提供しているか、または執行体制の変更が必要かについて、定期的に評価を行います。
- 11.3. Vantageは、注文執行体制および本方針について、少なくとも年1回、または本方針に定める取引執行場所を用いて一貫して最良の結果を達成する能力に影響を与える重要な変更が生じた場合には、見直しを行います。
- 11.4. Vantageは、上記の注文執行体制または本方針に関する重要な変更について、電子メールまたはウェブサイトを通じてお客様に通知します。

12. 受託者関係の不存在

- 12.1. Vantageが「最良執行」を提供する旨の約束は、適用される規制上の義務またはVantageとお客様との間で別途合意された契約上の義務を超えて、お客様に対して受託者責任を負うことを意味するものではありません。
- 12.2. お客様はご自身の投資判断について責任を負うものとし、Vantageは当該判断に起因してお客様が被るいかなる市場取引上の損失についても責任を負いません。

13. 最良執行提供の適用除外

- 13.1. 上記の方針にもかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には、Vantageは「最良執行」を提供する義務を負いません。

13.2. 適格取引相手

- 13.2.1. お客様が適格取引相手として分類されている場合、最良執行の適用対象とはなりません。

13.3. 顧客指示

- 13.3.1. お客様が注文または注文の特定の側面（特定の取引執行場所での執行指示を含みます）について具体的な指示をVantageに提供した場合、Vantageは当該指示に従って注文を執行します。
- 13.3.2. ただし、お客様の指示に従って注文を執行する場合、Vantageは当該指示が及ぶ範囲において、お客様にとって最良の結果を提供するために合理的な措置を講じたものとみなされます。